## 『環境省回答書』 2017年9月6日付本会に提出 (注)要綱20条の2=用対連基準25条の2

・公共用地の取得に伴う損失補償基準第24条は、土地を使用する場合の<mark>補償の考え方</mark>と補償額算定方法を 規定したものであり、そこには<u>期間という概念はない</u>ことから、使用する期間の長短で補償の考え方に差違 が生じるものではないという事実を確認しました。 この様な理解のもと、期間という言葉で同基準を解釈す れば、その使用目的による全ての期間が入ると理解できます。 (注)要綱 19 条=用対連基準 24 条

ただし、基準第25条の2により、その<u>補償の根幹</u>は、<u>土地を取得した場合の価額</u>及びこれに伴い通常生じる損失額の合計額<u>が上限となるものと理解</u>しております。 (注)要網 20 条=用対連基準 25 条

・基準第25条において、「<u>当該空間又は地下の使用が長期にわたるときは、</u>当該土地の正常な取引価格に相当する額に、当該土地の利用が妨げられる程度に応じて適正に定めた割合を乗じて得た額を一時払いとして補償することが出来る」と規定されております。本事業の場合は、地上権の設定により最長30年間土地の使用を妨げることから、その対価として、不動産鑑定士の鑑定結果に基づき判断したものです。 以上